



令和5年度 市同協南風支部総会が南風コミセンで開催されました。

令和5年度 活動方針

市同協南風支部 支部長 岡元 博

市同協南風支部規約では、「本会は、南風校区民に自由平等の思想を啓発し、基本的人権を尊重し、部落問題の正しい認識を高め、一切の差別を許さない市民の形成をめざし、人権・同和教育及び啓発事業の推進を図ることを目的とする。」と規定しています。



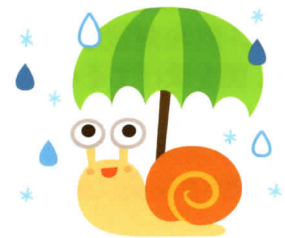
この規定をもとに「人権尊重のまちづくり」を推進する諸活動が取り組まれて来ました。今年度も、この取組を継続して進めます。

コロナ感染症の感染は終息しないものの、対応が大きく変わり、伝染病の分類も季節性インフルエンザと同等となったり、マスクの着用が推奨されていたものが、基本的には個人の判断に委ねられるなど流行前の状況になり、従来の事業が行えるようになります。今年度も感染予防対策を行いながら、事業計画に沿った事業を行います。



令和5年度 市同協南風支部役員の紹介 **役員**

支 部 長	岡元 博	(美咲が丘西、行政区長、行政区推進委員、糸島市人権・同和教育推進協議会理事)
副 支 部 長	溝口 まどか	(荻浦、校区人権・同和教育指導員)
事 務 局 長	坂口 恵一	(南風コミュニティセンター、センター長)
理 事	笹尾 暁	(美咲が丘東、校区人権・同和教育指導員)
理 事	三苫 純子	(多久、人権擁護委員)
理 事	久我 智美	(美咲が丘西、市社会教育委員)
理 事	廣渡 一郎	(南風小学校 学校長)
理 事	大谷 俊浩	(前原中学校 学校長)
新 理 事	徳重 裕二郎	(前原西中学校 学校長)
理 事	秋吉 完治	(南風台8、校区運営委員会会長・行政区長・行政区推進委員)



令和5年度 行政区人権・同和教育推進委員の紹介 **推進委員**

	渋谷 栄一	(荻浦、行政区長・行政区推進委員)
新	倉田 昌子	(荻浦、行政区推進委員)
新	三苫 隆雄	(多久、行政区長・行政区推進委員)
	地町 龍雄	(多久、行政区推進委員)
	鶴久 智三	(南風台1・2、行政区長・行政区推進委員)
新	馬場 邦彦	(南風台1・2、行政区推進委員)
新	大瀬 喜八	(南風台3、行政区長・行政区推進委員)
新	瀬戸 孝明	(南風台3、行政区推進委員)
	山本 高義	(南風台4、行政区長・行政区推進委員)
新	柴田 卓	(南風台4、行政区推進委員)
	野涯 卓也	(南風台5、行政区長・行政区推進委員)
	竹内 由美子	(南風台5、行政区推進委員)
	中野 実佐緒	(南風台6・7、行政区長・行政区推進委員)
	原野 映子	(南風台6・7、行政区推進委員)
新	鮫島 俊治	(南風台6・7、行政区推進委員)
	若松 加代子	(南風台8、行政区推進委員)
	田邊 宣一	(美咲が丘東、行政区長・行政区推進委員)
新	山本 裕子	(美咲が丘西、行政区推進委員)





南風支部 今年度の活動



令和5年度の主な取り組み計画

総会資料より

5月13日	市同協南風支部総会
6月10日	行政区人権・同和教育推進委員研修会（市主催）
7月4日	同和問題啓発強調月間 街頭啓発
7月9日	同和問題啓発強調月間 人権講演会
7月20日	人権標語募集開始(夏休み期間中)
7月22日	同和問題啓発強調月間 中央講演会

8月26日	糸島市人権・同和教育研究大会
10月15日	フィールドワーク
11月 28日	人権週間・街頭啓発活動
12月 3日	人権映画祭・人権標語表彰式
12月9日	人権・歴史学習授業研修会
9月～3月	行政区人権・同和研修会

いまさらきけない

《同和問題(部落差別)や人権侵害は今も続いている重大な社会問題》

◇同和問題(部落差別)とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現在でもいろいろな差別を受けると言う、**我が国固有の重大な人権問題**です。

改めて考えてみよう!

◇国は、この課題の解決に向けて、昭和44年、同和地区住民に対する不当な差別と偏見を排除し、社会的、経済的地位の向上をはばむ諸要因を解消することを目的に「同和対策事業特別措置法」を制定し、国を挙げてその取り組みが勧められました。

部落差別

同和問題

その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。

同和教育

◇しかしながら、差別には、結婚差別、就職差別等の心理的差別と実態的差別(劣悪な住環境等)があり、これまでの取り組みの中心が、実態的差別を解消するための対策事業を中心に行われてきたため、**心理的差別の解消までにはいたりませんでした。**

◇これを受けて、平成12年、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、同和問題の領域だけにとどまらず、全ての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に**再構築の取り組み**が進められています。

◇しかし**現在もなお、部落差別が存在する**とともに、インターネットの急速な普及等、情報化の進展に伴って状況に大きな変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する憲法の理念を踏まえて、平成28年「部落差別解消の推進に関する法律」が制定され、より一層取り組みを強めて部落差別の解消をはじめ、**人権侵害、偏見のない社会の実現を目指す**こととしています。

◆糸島市人権・同和教育推進協議会南風支部(略称：市同協南風支部)

◇ 人間尊重のまちづくり

人権問題の理解を深め、人権問題を自らの課題として捉え「**人間尊重のまちづくり**」を推進することを目標として活動します。

◇ 差別意識の解消

あらゆる差別の解消をめざし、人権・同和教育の推進や啓発事業を人権の視点から進めています。

